

〈 課 題 〉 基金の民間財源が不足した場合、補填金を交付するためには借入れが不可避

〈運用改善の方向〉 各基金が足並みを揃えて補填を行うことを基本とし、基金の財源を枯渇しづらくした上で、それでもなお財源が不足する場合などに、借入れをせずとも補填金を交付できるようにする

現状の問題点

【通常補填】

補填財源の保有目安は、積立金 1 年分

⇒ 令和 3 年以降の補填額を踏まえると不十分

【異常補填】

- ・ 国が措置した額と同額を民間が積み立てないと補填金を交付できない
- ・ 各基金が状況に応じて個別に補填単価や借入れの是非を決定できない

⇒ 国費に対して民間負担分の財源が不足する場合、補填金を支払うためには借入れが必須

運用改善後

【通常補填】

- ・ 令和 3 年時点の保有水準及びそれ以降の補填額も踏まえた保有水準の引上げ

⇒ 財源が枯渇しづらくなり、借入れを抑制

※ その他、生産者に悪影響を及ぼさない範囲での最小補填単価の引上げ等を実施

【異常補填】

- ・ 国と民間の負担割合（1：1）は維持した上で、基本的には各基金が足並みを揃え同一単価で補填

- ・ 財源が不足する場合などには、各基金が補填単価や借入れ等の是非を個別に判断することを可能に

⇒ 借入れをせずとも補填金の交付が可能